

災害時応急対策業務協定の公募について

～災害時応急対策業務に協力していただける事業者を“公募”します～

事業目的

和歌山市に災害が発生した場合に、市の所管の道路、橋梁及び河川における土砂崩れや冠水、陥没並びに下水道施設及び都市建設局管轄建造物等の倒壊などが想定されます。この想定される被害拡大の防止及び被災者の安全を確保することを目的としています。

応急対策業務

- 1 道路、橋梁、河川及び下水道に係る障害の除去（障害物の除去作業、仮設物の設置作業、復旧作業等当該建造物の機能を回復するために行う最低限の作業をいう。）
- 2 和歌山市営住宅等都市建設局等が管理する建造物の損害に伴う二次災害の防止
- 3 障害又は損害若しくは二次災害による被災者等の安全確保

事業者要件

- 1 1の建設事業者（単体事業者）で、申し出る場合。
 - (1) 次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業に係る土木工事業又はとび・土工工事業の許可を有していること。
 - イ 和歌山市における建設工事に係る競争入札参加資格の登録がなされていること。
 - ウ 和歌山市内に主たる事業所を有していること。
 - エ 緊急連絡先を定め、その場所に常時通じる電話、ファクシミリが備えてあること。
 - オ 連絡責任者及び予備の連絡者を定め、常時通じる携帯電話を携帯していること。
 - カ 4人以上の速やかに作業に着手できる者を確保していること。
 - キ 応急用機材（次に掲げる要件を満たしているすべての機材、資材等（使用に係る権限を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）を所有していること。
 - (ア) 次のいずれか
 - a バックホー
 - b ブルドーザー
 - c ホイルローダー
 - (イ) ダンプカー等貨物自動車
 - (ウ) 次のいずれか
 - a 土嚢袋、養生シート及びバリケード
 - b 仮囲い材（万能板、足場材料等）
 - c 土留め材（矢板、ばり等）
 - d 移動できる吊揚機
 - ク 和歌山市内に、応急用機材が保管された資材置き場又は倉庫を2以上（相互におおむね200メートル以上離れている。）を保有していること。この場合において、応急用

機材を分けて資材置き場又は倉庫に保管している場合は、それらの資材置き場又は倉庫のすべてで1とみなす。

(例 ○○資材置き場にブルドーザーを保管し、△△倉庫にダンプカー、土嚢袋、養生シート及びバリケードを保管している場合は、両所ですべての応急用機材を保管しているので1とみなし、また□□資材置き場にバックホー、貨物自動車、足場材料及び矢板を保管している場合は、すべての応急用機材を保管しているので1とみなすことになり、○○資材置き場と△△倉庫と□□資材置き場で2となります。

ただし、○○資材置き場・△△倉庫と□□資材置き場は、200メートル以上離れていること。)

ケ 和歌山市内に、土砂置き場を有していること。

2 2以上の建設事業者（事業者団体）で、申し出る場合。

(1) 事業者団体を構成するすべての事業者は、次の要件を満たしていること。

ア 建設業法第3条に規定する建設業に係る土木工事業又はとび・土工工事業の許可を有していること。

イ 和歌山市における建設工事に係る競争入札参加資格の登録がなされていること。

ウ 和歌山市内に主たる事業所又は契約締結等の権限を委任された営業所を有していること。

エ 和歌山市と連絡を取れる体制を整えていること。

オ 2人以上、速やかに作業に着手できる者を確保していること。

(2) 事業者団体は、次の要件を満たしていること。

ア 代表する緊急連絡先を定め、その場所に常時通じる電話、ファクシミリが備えていること。

イ 代表する連絡責任者（以下「代表連絡者」という。）を定め、常時通じる携帯電話を携帯していること。

ウ 代表連絡者は、構成するすべての事業者と常時連絡を取れる体制を確立していること。

エ 応急用機材を保有していること。

オ 和歌山市内に、応急用機材が保管された資材置き場又は倉庫を2以上（相互におおむね200メートル以上離れている。）を保有していること。この場合において、応急用機材を分けて資材置き場又は倉庫に保管している場合は、それらの資材置き場又は倉庫のすべてで1とみなす。

カ 和歌山市内に、土砂置き場を有していること。

経費の負担

使用資機材の損料及び労務費等この応急対策業務に要した最低限の費用については、和歌山市が負担します。この場合において、本市が負担する額は、協議します。

災害補償

この応急対策業務に従事した者が、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、和歌山市は、その損害を補償します。

申出期間

随時、受付します。（平成20年11月4日から実施。）

申出に必要な書類

- 1 災害時応急対策業務協力事業者申出書（単体事業者用・事業者団体用）
- 2 災害時応急対策業務協力事業者調査票（単体事業者用・事業者団体用）
- 3 連絡体制票（単体事業者用・事業者団体用）

協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書（案）

申出先

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市 都市建設局 建設総務部 技術管理課

電話番号 073-435-1335